

岐行発第 2-177号
令和3年3月8日

会員各位

岐阜県行政書士会
会長 森伸二
総務部長 寺井英之
(公印省略)

岐阜県行政書士会 封印管理委員会規則等の一部改正について（周知）

見出しに付き、令和2年12月11日、理事会にて承認認可決されましたので、ご周知願います。

記

- 1、封印管理委員会規則・・・令和2年12月11日、改正施行
「改正理由・新旧対照表」並びに規則は別添のとおり。
- 2、封印管理委員会運営細則・・・令和2年3月3日、改正施行
「改正理由・新旧対照表」並びに細則は別添のとおり。
- 3、自動車封印取扱内規・・・令和2年3月3日、改正施行
「改正理由・新旧対照表」並びに内規は別添のとおり。

岐阜県行政書士会 封印管理委員会規則 一部改正について

【改正の理由】

丁種会員への応募条件を緩和し広く事業に参加を求めると同時に、会員に行政書士倫理をしっかりと実践することを促すため。

岐阜県行政書士会 封印管理委員会規則の一部（第8条三、第10条）を次のように改正する。

附則

（施行期日）

この規則は、令和2年12月11日より施行する。

新旧対照条文

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| (再委託の解除又は停止の処分) | (再委託の解除又は停止の処分) |
| 第8条 一、二 省略 | 第8条 委員会は、次の事由のいずれかに該当する場合には会長の承認を得て 丁種会員に対する再委託の解除又は停止の処分をすることができる。ただし、委員会が認め得る特別な事情があった場合には、この限りではない。 一 瑕疵ある封印の取り付け又は取り外した自動車登録番号標の返納を理由無く遅滞した等の管理懈怠があった場合には、1か月間、再委託を停止する。 二 自動車検査証に記載されている登録番号及び車台番号と符合しない自動車に封印を取り付けた場合には、3か月間、再委託を停止する。 三 指定研修を正当な事由なく欠席した場合には、 <u>2か月間</u> 、再委託を停止する。 四、五 省略 |
| 三 指定研修を正当な事由なく欠席した場合には、 <u>2か月間</u> 、再委託を停止する。 | 三 指定研修を正当な事由なく欠席した場合には、 <u>6か月間</u> 、再委託を停止する。 |
| | 四 封印取り付けの報告を委員会が指定した期日までに怠った場合には、その翌月1か月間、再委託を停止する。 五 不正な方法により封印を流通させた場合には、再委託を解除し、以後2年 |

| | |
|---|--|
| <p><u>六 本会会費未納者は、再委託の停止または解除の処分とすることができます。</u></p> <p>七 岐阜県知事又は本会会長からの処分を受けた場合には、再委託を解除する。また、改めて再委託の申請をする場合には、第10条に規定する事前研修を修了しなければならない。</p> <p>(事前研修と指定研修)</p> <p>第10条 <u>本会在籍2年以上または在籍年数を問わず本会の新入会員研修受講済の行政書士で丁種会員になろうとする者は、委員会が開催する封印取付けに関し別に定める事前研修を修了しなければならない。</u>ただし、日本行政書士会連合会に登録して2年以上の転入会員で前所属単位会の会長が推薦する者は、本会在籍2年以上を求めるものではない。</p> <p>2、3 省略</p> | <p>間再委託の申請を受け付けないものとする。</p> <p><u>六 追加</u></p> <p>六 岐阜県知事又は本会会長からの処分を受けた場合には、再委託を解除する。また、改めて再委託の申請をする場合には、第10条に規定する事前研修を修了しなければならない。</p> <p>(事前研修と指定研修)</p> <p>第10条 <u>本会に入会して2年以上の行政書士で丁種会員になろうとする者は、委員会が開催する封印取付けに関し別に定める事前研修を修了しなければならない。</u>ただし、<u>同じく本会在籍2年以上の行政書士で事前研修開催月の前月までの2年間に20台以上の自動車登録実績を有するものは、この限りではない。</u>また、日本行政書士会連合会に登録して2年以上の転入会員で前所属単位会の会長が推薦する者は、本会在籍2年以上を求めるものではない。</p> <p>2 前項の事前研修は、講義と効果測定による。</p> <p>3 丁種会員となった者は、委員会が開催する指定研修を受けなければならない。</p> |
|---|--|

岐阜県行政書士会 封印管理委員会運営細則一部改正について

【改正の理由】

封印受領証の払出しを自動車会館1階の行政書士事務所と委託契約したため。飛騨事務所管轄の会員は現行どおり郵送となるため、費用を考慮して枚数を緩和したもの。

岐阜県行政書士会 封印管理委員会細則の一部を次のように改正した。

第5条2を改め、3を削除、4、5をそれぞれ繰り上げる。

附則

(施行期日)

この細則は、令和2年3月3日より施行する。

新旧対照条文

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>(封印受領証の払出し)</p> <p>第5条 委員会は、封印取付け受託者準則第10号様式の封印受領証を調製し、丁種会員の希望に応じて払出すものとする。</p> <p>2 封印受領証は、<u>委託先である自動車会館一階の行政書士事務所にて受け取る。一会员あたり1回につき原則10枚を上限とする。飛騨事務所管轄の会員へは、本会事務局からの払出しとする。枚数制限は設けない。</u></p> <p>3 書損の封印受領証は事務局へ返却とし、年末までに使用しなかった未使用の封印受領証も速やかに事務局へ返却する。</p> <p>4 封印受領証の払出し1枚につき100円を後納する。6月末、12月末で集計し、研修時に支払う。</p> | <p>(封印受領証の払出し)</p> <p>第5条 委員会は、封印取付け受託者準則第10号様式の封印受領証を調製し、丁種会員の希望に応じて払出すものとする。</p> <p>2 封印受領証の払出し枚数は、一丁種会員あたり1回につき原則5枚を上限とする。</p> <p>3 事前に委員長へ届出た会員は、1回につき20枚までの払出しを受けることができる。</p> <p>4 書損の封印受領証は事務局へ返却とし、年末までに使用しなかった未使用の封印受領証も速やかに事務局へ返却する。</p> <p>5 封印受領証の払出し1枚につき100円を後納する。6月末、12月末で集計し、研修時に支払う。</p> |

岐阜県行政書士会 自動車封印取扱内規一部改正について

【改正の理由】

岐阜運輸支局へ毎月、封印取付け件数を報告しているが、登録日毎に登録番号すべての記載を求める一覧表様式に替えて、個人会員毎の「丁種封印管理簿」提出でもよいと認められ、集計作業が軽減したことにより各会員からの報告締切日を緩和したもの。

岐阜県行政書士会 封印管理委員会内規の一部（第2条2、3条四）を次のように改正した。

附則

（施行期日）

この内規は、令和2年3月3日より施行する。

新旧対照条文

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| (封印取付け責任者) 第2条 封印取付け責任者（以下「委員長」という。）は、本会における丁種受託者事務及び丁種会員への再委託事務を統括する。 2 委員長は、毎月の封印取付け実績について丁種会員から翌月 <u>4</u> 日までに報告させ、その結果を取りまとめて10日までに、岐阜運輸支局長及び本会会長に報告するものとする。 | (封印取付け責任者) 第2条 封印取付け責任者（以下「委員長」という。）は、本会における丁種受託者事務及び丁種会員への再委託事務を統括する。 2 委員長は、毎月の封印取付け実績について丁種会員から翌月 <u>2</u> 日までに報告させ、その結果を取りまとめて10日までに、岐阜運輸支局長及び本会会長に報告するものとする。 |
| (封印取付け実務責任者) 第3条 本会の再委託を受けた丁種会員事務所ごとに封印取付け実務責任者を置くものとし、次の各号を担当するものとする。 一、二 省略 | (封印取付け実務責任者) 第3条 本会の再委託を受けた丁種会員事務所ごとに封印取付け実務責任者を置くものとし、次の各号を担当するものとする。 一 丁種受託封印の取付けが受けられる書類であることを確認し、封印受領証等に必要事項を記載したのち、申請すること。 二 岐阜運輸支局、飛騨自動車登録検査登 |

| | |
|--|--|
| | <p>録事務所から封印が交付された際には、関係書類を突合し、払い出された封印が真正なものであるか確認すること。</p> <p>三 次条に定める方法により、封印を確実に取付け、封印取付け実績を丁種封印管理簿に記録すること。</p> <p>四 封印受領書の払出しを受けた者は、毎月<u>4</u>日までに、封印取付けの有無にかかわらず丁種封印管理簿を委員長宛に提出すること。</p> <p>五、六 省略</p> <p>五 他の行政書士への再々委託を行う場合には、事前に当該行政書士との間で確約書を交わしたうえで、封印取付作業依頼書により封印の取付け依頼を行うとともに、封印取付作業完了報告書により、封印が確実に取り付けられていることを確認すること。</p> <p>六 丁種会員は、甲種出張封印を受託することができる。</p> |
|--|--|

岐阜県行政書士会 封印管理委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、道路運送車両法及び同法施行規則並びに通達で定められた丁種封印受託者である岐阜県行政書士会（以下「本会」という。）による封印の管理が適正に遂行されるとともに、丁種封印の再委託を受けた行政書士（以下「丁種会員」という。）及び丁種会員の責任において再々委託を受けた行政書士が実施する封印の取付けが適正かつ円滑に実施され、もって自動車所有者の利便とユーザーの負担軽減に資することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、本会は封印管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務局)

第3条 委員会の本部事務局は、本会に置く。

2 委員会は、必要により運輸支局又は自動車検査登録事務所の管轄に応じた支所を設置し、これに支所事務局を置くことができる。

(事業)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 本会が受託する封印取付け業務の管理と再委託及び再々委託に関すること。
- 二 丁種会員が使用する封印受領証の払出し事務及び報告書類の管理に関すること。
- 三 丁種会員名簿の調製及び管理に関すること。
- 四 丁種会員への指導監督、処分等に関すること。
- 五 丁種会員への研修及び情報提供並びに丁種会員になろうとする者に対する研修及び効果測定に関すること。
- 六 関係官公署及び封印受託事業者団体との協議、連絡及び報告等に関すること。
- 七 支所事務局間及び丁種会員間の連絡、協調等に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、本会役員及び自動車登録

業務に十分精通した行政書士のうちから会長が委嘱する。

2 自動車登録業務に十分精通した行政書士の判断基準は、別途細則に定める。

(構成と任期等)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長若干名及び会計を置く。

- 2 委員長、副委員長及び会計は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括するとともに、道路運送車両法施行規則第15条で定める封印取付け責任者とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 会計は、会費の徴収と各種支払いの収支報告を担当する。
- 6 委員の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員が任期満了により退任した場合、前項の規定にかかわらず、後任者が就任するまで前任者が委員会の事務を行うものとする。

(丁種会員名簿の調製)

第7条 委員会は、丁種会員名簿を調製しなければならない。

- 2 委員会は、丁種会員名簿への登載を希望する行政書士に対する名簿への登載の可否について決定する。
- 3 委員会は、丁種会員名簿の変更の都度、岐阜運輸支局長及び飛騨自動車検査登録事務所長に報告するものとする。
- 4 委員会は、調整した丁種会員名簿を公開するものとする。

(再委託の解除又は停止の処分)

第8条 委員会は、次の事由のいずれかに該当する場合には会長の承認を得て丁種会員に対する再委託の解除又は停止の処分をすることができる。ただし、委員会が認め得る特別な事情があった場合には、この限りではない。

- 一 瑕疵ある封印の取り付け又は取り外した自動車登録番号標の返納を理由無く遅滞した等の管理懈怠があった場合には、1か月間、再委託を停止する。
- 二 自動車検査証に記載されている登録番号及び車台番号と符合しない自動車に封印を取り付けた場合には、3か月間、再委託を停止する。
- 三 指定研修を正当な事由なく欠席した場合には、2か月間、再委託を停止する。
- 四 封印取り付けの報告を委員会が指定した期日までに怠った場合には、

その翌月 1 か月間、再委託を停止する。

五 不正な方法により封印を流通させた場合には、再委託を解除し、以後 2 年間再委託の申請を受け付けないものとする。

六 本会会費未納者は、再委託の停止または解除の処分とすることができる。

七 岐阜県知事又は本会会長からの処分を受けた場合には、再委託を解除する。

また、改めて再委託の申請をする場合には、第 10 条に規定する事前研修を修了しなければならない。

2 丁種会員からの再々委託を受けた行政書士が、前項第一号及び第二号に定める事由にあたる場合には、再々委託をした丁種会員に対して前項各号の処分を行うことができる。

3 第 1 項各号の再委託の解除又は停止の処分をしようとする場合には、弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会は、次の各号に定める解除事由にあたる場合は、当然に再委託を解除する。

一 行政書士法第 6 条の 5 の規定により、登録が取り消されることとなったとき。

二 行政書士法第 7 条の規定により、登録が抹消されることとなったとき又は第 13 条の 19 の規定により、解散することとなったとき。

三 行政書士法人にあって規則第 12 条第 1 項ただし書の要件を満たさなくなったとき。

四 所属単位会を変更したとき。

5 委員会は、再委託の解除又は停止の処分を行った場合には、その者を直ちに丁種会員名簿より削除し、岐阜運輸支局長等へ報告しなければならない。

6 再委託の解除又は停止の処分を受けた者は、封印受領証等の書類及び未使用封印を直ちに返却しなければならない。

(封印の取付け及び管理)

第 9 条 委員会は、封印取付けに係る関係法令及び運輸局の定める「封印の取付け委託に関する取扱い要領」並びに岐阜運輸支局が定める「封印取付け受託者準則」、「封印取付け委託取扱い細則」に基づき、適正に封印取付け業務の管理を行わなければならない。

2 委員会は、前項の管理に必要となる、書面及びその提出の方法その他の手続に関する事項について、内規を定める。

(事前研修と指定研修)

第 10 条 本会在籍 2 年以上または在籍年数を問わず本会の新入会員研修受講

済の行政書士で丁種会員になろうとする者は、委員会が開催する封印取付けに関し別に定める事前研修を修了しなければならない。ただし、日本行政書士会連合会に登録して2年以上の転入会員で前所属単位会の会長が推薦する者は、本会在籍2年以上を求めるものではない。

- 2 前項の事前研修は、講義と効果測定による。
- 3 丁種会員となった者は、委員会が開催する指定研修を受けなければならぬ。

(丁種会員名簿への登載)

第11条 丁種会員名簿への登載を希望する行政書士は、委員会が定める年1回の受付期間中に、丁種会員名簿への登載を申し込むことができる。ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに、社員たる行政書士のうち、少なくとも1名以上が前条第1項の要件を満たしていなければならない。

- 2 丁種会員名簿への登載に必要となる提出書類については、別途細則に定める。

(事務の委託)

第12条 委員会は、第4条第二号、第三号及び第六号の事務の一部について、本会に委託することができる。

(守秘義務)

第13条 委員は、その任期中に職務上知り得た情報等について、正当な事由なく漏洩してはならない。任期後においても同様とする。

(規則の改正)

第14条 この規則の改廃は、本会理事会の承認を必要とする。

(細則等)

第15条 委員会は、この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項について、別に細則を定める。

附則

(施行期日)

この規則は、平成29年7月6日より施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成30年12月7日より施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和元年5月14日より施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和2年12月11日より施行する。

岐阜県行政書士会 封印管理委員会運営細則

(目的)

第1条 岐阜県行政書士会封印管理委員会（以下「委員会」という。）は、岐阜県行政書士会封印管理委員会規則（以下「規則」という。）を明確にするため、規則第15条に基づいて、この細則を定める。

(業務精通の要件)

第2条 規則第5条第2項に定める自動車登録業務に十分精通した行政書士とは、次の各号のいずれかに該当する行政書士をいう。

- 一 規則第10条第1項の研修を修了した者
- 二 規則第10条第1項ただし書に定める者

(研修)

第3条 規則第10条第1項に定める事前研修は、原則、年1回実施する。

- 2 前項の研修は、次に掲げる科目を基本として実施する。
 - 一 自動車登録関係法令
 - 二 自動車封印の取付けに関する基礎知識
 - 三 その他委員会が必要と認める事項
- 3 規則第10条第3項に定める指定研修は、委員会が必要に応じて行う。

(名簿登載の申込み)

第4条 規則第11条第2項に定める名簿登載に際し必要となる提出書類は、次のとおりとする。

- 一 名簿登載申込書（宣誓事項含む。）
- 二 自動車登録業務に関する証明書
- 三 確約書
- 四 行政書士賠償責任保険加入者証の写し又は加入依頼書の写し
(出張封印取付作業代行業務担保特約付保のこと)

(封印受領証の払出し)

第5条 委員会は、封印取付け受託者準則第10号様式の封印受領証を調製し、

丁種会員の希望に応じて払出すものとする。

- 2 封印受領証は、委託先である自動車会館一階の行政書士事務所にて受け取る。一会员あたり1回につき原則10枚を上限とする。飛騨事務所管轄の会員へは、本会事務局からの払出しとする。枚数制限は設けない。
- 3 書損の封印受領証は事務局へ返却とし、年末までに使用しなかった未使用的封印受領証も速やかに事務局へ返却する。
- 4 封印受領証の払出し1枚につき100円を後納する。6月末、12月末で集計し、研修時に支払う。

(会費)

第6条 丁種会員は、委員会の運営及び封印取付け業務の管理に関して必要となる諸経費を負担するため、入会金5,000円、年会費5,000円を支払わなければならない。

(手当)

第7条 委員会運営のため、手当を支給する。

| | |
|---------|------------|
| 委員長 | 年3万円 |
| その他委員 | 年1万円 |
| 指定研修講師 | 一回400円 |
| 出張、打合せ等 | 本会旅費規定に準ずる |

(退会)

第8条 退会を希望する丁種会員は、委員長に退会届を提出しなければならない。

(細則の改正)

第9条 この細則の改廃は、委員会で決定し、理事会に報告する。

附則

(施行期日)

1 この細則は、平成29年 9月 11日より施行する。

(経過措置)

2 この細則施行日の前日において、本会の甲種受託者による出張封印取付作業代行者である者は、第2条第二号の該当者とみなす。

附則

(施行期日)

この細則は、平成30年 12月 7日より施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、令和元年 5月 14日より施行する。

ただし、第7条については、平成30年11月1日に遡って施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、令和2年 3月 3日より施行する。

岐阜県行政書士会　自動車封印取扱内規

岐阜県行政書士会封印管理委員会は、自動車の封印取扱の実務について、次のとおり定めこれを実施する。

(目的)

第1条 この内規は、丁種封印受託者である本会における自動車の封印取付け業務が適正かつ円滑に運営されるべく、必要となる職務及び権限、管理方法を定め、もって丁種会員業務の適切な運営に寄与することを目的とする。

(封印取付け責任者)

第2条 封印取付け責任者（以下「委員長」という。）は、本会における丁種受託者事務及び丁種会員への再委託事務を統括する。

2 委員長は、毎月の封印取付け実績について丁種会員から翌月4日までに報告させ、その結果を取りまとめて10日までに、岐阜運輸支局長及び本会会長に報告するものとする。

(封印取付け実務責任者)

第3条 本会の再委託を受けた丁種会員事務所ごとに封印取付け実務責任者を置くものとし、次の各号を担当するものとする。

- 一 丁種受託封印の取付けが受けられる書類であることを確認し、封印受領証等に必要事項を記載したのち、申請すること。
- 二 岐阜運輸支局、飛騨自動車登録検査登録事務所から封印が交付された際には、関係書類を突合し、払い出された封印が真正なものであるか確認すること。
- 三 次条に定める方法により、封印を確実に取付け、封印取付け実績を丁種封印管理簿に記録すること。
- 四 封印受領書の払出しを受けた者は、毎月4日までに、封印取付けの有無にかかわらず丁種封印管理簿を委員長宛に提出すること。
- 五 他の行政書士への再々委託を行う場合には、事前に当該行政書士との間で確約書を交わしたうえで、封印取付作業依頼書により封印の取付け依頼を行うとともに、封印取付作業完了報告書により、封印が確実に取り付けられていることを確認すること。
- 六 丁種会員は、甲種出張封印を受託することができる。

(封印取付け作業)

第4条 封印の取付けをするときは、当該自動車検査証に印字された自動車登録番号及び車台番号が、交付された登録番号標及び封印を取付けようとする自動車に打刻された車台番号と同一であることを確認し取付けなければならない。

- 2 取付けを完了したときは、取付け日ごとに封印取付け実績を記録すること。
- 3 前2項の規定は、再々委託により、封印の取付けを行った場合に準用する。この場合、封印の取付けを完了したときは、委託元の行政書士に封印取付作業完了報告書及び車台番号の拓本又は写真、封印後のナンバープレートと行政書士証票または補助者証と一緒に撮った写真を15日以内に提出しなければならない。

- 4 前項の報告を怠った場合は、規則第8条第1項四の处分に準ずる。

(その他)

第5条 上記以外については、岐阜運輸支局が定める「封印取付け受託者準則」及び「封印取付け委託取扱い細則」により行うものとする。

附則

(施行期日)

この内規は、平成29年9月11日より施行する。

附則

(施行期日)

この内規は、平成30年12月7日より施行する。

附則

(施行期日)

この内規は、令和元年5月14日より施行する。

附則

(施行期日)

この内規は、令和2年3月3日より施行する。